

## 特定医療費（指定難病）助成制度について

### 1. 難病の定義

- (1) 難病（難病患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という）第1条）
- ①発病の機構が明らかでなく
  - ②治療方法が確立していない
  - ③希少な疾病であって
  - ④長期の療養を必要とするもの
- (2) 指定難病（難病法第5条）
- 難病のうち、以下の条件をすべて満たすもの
- ①患者数が本邦において一定の人数（人口の概ね0.1%程度）に達しないこと
  - ②客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していること

### 2. 対象となる医療（難病法第5条）

支給認定を受けた難病患者の対象となる特定医療とは、指定医療機関が行う医療（指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療）とする。

- ①病院または診療所での診察や治療代
- ②調剤薬局での薬代
- ③病院や訪問看護ステーションでの訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービス の費用

### 3. 対象となる患者（難病法第7条）

- (1) 認定基準その1
- ①指定難病の診断基準に該当すること
  - ②重症度分類に該当すること
- (2) 認定基準その2（軽症高額該当）
- ①指定難病の診断基準に該当すること
  - ②申請月以前の過去12月以内に医療費総額（10割）が、33,330円を超える月が3月以上ある者

#### 4. 医療費助成の期間（難病法第7条、第9条）

(1) 1年以内（ただし、特別の事情があると認められるときは、1年3月を超えない範囲内において知事が定める期間）

(2) 医療費助成の始期は、患者（または保護者）の住所地を管轄する保健所で申請を行った日からとする。

#### 5. 自己負担上限額（月額）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額（外来+入院+薬代+介護給付費） （患者負担割合2割）		
			一般	高額かつ長期 ※	人工呼吸器等 装着者
生活保護			0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得	市町村民税 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食事			全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者。